

○総務省告示第三百十七号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条の二第二項の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第四百二十三号（無線設備規則第十四条の二第二項の規定に基づく総務大臣が別に告示する無線設備を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月二十七日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>【一 略】</p> <p>二 設備規則第十四条の二第二項第二号の総務大臣が別に告示する無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>設備規則第十四条の二第一項に規定する対象無線設備のうち携帯して使用するために開設する無線局のものであって、人体頭部に近接した状態において電波を送信するもの以外のもの</p>
改正前	<p>【一 同上】</p> <p>二 設備規則第十四条の二第二項第二号の総務大臣が別に告示する無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>前項第一号から第五号までに掲げる無線設備のうち携帯して使用するために開設する無線局のものであって、人体頭部に近接した状態において電波を送信するもの以外のもの</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、平成二十九年十月一日から施行する。